

新規高卒予定者を採用予定の雇用主の皆様へ

公正な採用・選考をお願いします！

千葉労働局職業安定部職業安定課

～平成26年度高等学校卒業予定者に係る確認・申し合わせ～

関係行政機関及び関係業界団体等で構成する千葉県高等学校就職問題検討会議は、平成26年度卒業予定者の就職活動の秩序を維持し、生徒の学習環境を確保するとともに、複数の就職機会の中から希望に合致した職業を選択できる機会の拡充を図るため、下記のとおり確認・申し合わせる。

記

1 応募・推薦等について

- (1) 推薦開始日（9月5日）からは1人1社のみのお応募・推薦とするが、10月1日以降は1人原則2社まで応募・推薦を認める。
- (2) 複数社から内定を得た場合については、速やかに就職先を決定し、内定の承諾及び辞退を申し出るものとする。
- (3) 申し合わせ事項については、あらゆる機会を利用し周知していくものとする。

2 採用・選考等について

- (1) 求人方法及び求人活動のルールについては、公共職業安定所の指導に基づき実施すること。
- (2) 採否については、選考実施後遅くとも7日以内に決定し、結果をお応募者及び学校長あてに通知すること。なお、不採用者の応募書類は学校長あて返送すること。
- (3) 高等学校卒業予定者の使用開始（実習、研修等）時期は、卒業後とすること。
なお、事前説明等でやむを得ず生徒を招集する場合は、授業や学校行事に支障のない範囲で宿泊をともなわず、通算3日を越えないものとする。
- (4) 採用内定後あるいは入社時などに、戸籍謄本（抄本）等就職差別につながるおそれのある書類は、いっさい提出を求めないこと。

3 採用内定取消し等の防止について

事業主は、「新規学校卒業者の採用に関する指針」を踏まえ、採用内定取消を防止するため、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講ずること。

平成 26年3月27日

千葉県高等学校就職問題検討会議
一般社団法人 千葉県経営者協会
千葉県中小企業団体中央会
一般社団法人 千葉県商工会議所連合会
千葉県高等学校教育研究会進路指導部会
千葉県職業安定業務研究会職業紹介部会
千葉県総務部学事課
千葉県商工労働部雇用労働課
千葉県教育庁教育振興部指導課
千葉労働局職業安定部職業安定課